

事業実施・助成ガイドライン細則4 申請にかかる措置

(申請書の提出)

第1条 事業を実施しようとする加盟団体(以下、「申請団体」とする)は、要領6「申請書類一覧」に定める申請書一式を事務局に提出する。

(事業の主体性の確保)

第2条 申請団体は、申請にあたり以下により事業の主体性を確保しなければならない。

- ・事業計画の立案当初から、申請団体が主体的に関わる。
- ・職員ないし、それに準ずる申請団体として事業執行に責任ある判断を下せるスタッフを現地に派遣する。必要に応じて、派遣前に申請団体での事前研修を実施する。
- ・予算の執行承認権を確保し、現地雇用スタッフについてもその人事権を確保する。必要に応じて、現地提携団体とMOUを締結する。

(事業案件審議方法)

第3条 初動対応は迅速に対応する必要があるため、事業案件に関わる審議方法は以下のとおりとする。

	対応事象	実施フェーズ			
		出動	初動対応		緊急期以降
			初動調査	初動事業	
災害支援	地震被災者支援	メール審議 (電話確認も可)		メール審議	事業審査分科会 事業審査委員会
	台風被災者支援				
	洪水被災者支援				
	干ばつ被災者支援	事業審査委員会	事業審査分科会 事業審査委員会		
	国内災害被災者支援	メール審議 (電話確認も可)		メール審議	
人道支援	紛争被災者支援 (Rapid-onset: 突発的な被害が見込まれる場合)	事業審査委員会 (臨時開催含む)		—	
	難民・帰還民支援 (Slow-onset: 時間を経て被害が拡大する場合)	事業審査委員会	事業審査委員会 (臨時開催含む)		
複数年	複数年で対応する人道危機	(プログラム開始) 常任委員会	事業審査委員会	事業審査分科会 事業審査委員会	

2 審議方法は常任委員会または事業審査委員会により、変更される場合がある。

(事業の承認)

- 第4条 事業審査委員会における事業申請の審議において、承認の条件が附された場合は、条件履行をもって承認される。
- 2 事業審査委員会において政府支援金による支援事業の承認を受けた場合には、別途、財源提供者である外務省からの承認を受けなければならない。外務省からの承認をもって事業承認とする。
 - 3 以下の体制における初動調査計画は、事務局長が代理承認を行うことができる。ただし、政府支援金を充当する場合は、外務省の承認を得なければならない。
 - ・ 執行体制：派遣国際スタッフ3人以下
 - ・ 期間：14日間以内
 - ・ 申請額：原則として、300万円以下

附則

1. この細則は、2011年度第2回常任委員会の議決により改正し、2011年6月1日より施行する。これに伴い、要領3「申請要領」及び附則3「初動対応事業の申請」(2007年度第9回常任委員会にて確認)は廃止される。
2. この細則は、2012年度第12回常任委員会の議決により改正し、2013年4月1日より施行する。
3. この細則は、2013年度第12回常任委員会の議決により改正し、2014年4月1日より施行する。
4. この細則は、2016年度第13回常任委員会の議決により改正し、2014年3月17日より施行する。
5. この細則は、常任委員会の議決(メール審議639)により改正し、2019年12月19日より施行する。